空港土木工事における代表材料規格の基準単価作成方法について (令和2年4月1日以降に入札公告をする工事から適用)

空港土木工事における施工パッケージ型積算方式で標準単価から積算単価への補正を行う際に 使用する代表材料規格の基準材料単価(以下、「基準材料単価」)は、原則として以下の1及び2の 手順により作成している。

- 1. 代表材料規格の基準単価は、「建設物価」(一般財団法人建設物価調査会発行)及び「積算資料」 (一般財団法人経済調査会発行)(以下、「物価資料」という。)の平成31年4月号に掲載され ている東京地区の代表材料規格の単価の平均値を採用している。
- 2. 2つの物価資料の単価を平均する場合は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁としている。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁としている。

<例>1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円 (有効桁 3 桁) 積算資料 34,000 円 (有効桁 2 桁)

平均額 33,750円

決定額 33,700円(有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

<例>2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円 (有効桁 2 桁) 積算資料 570 円 (有効桁 2 桁)

平均額 565 円

決定額 565円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

<例>3) 入力単価の有効桁数が3桁未満で小数が発生する場合

建設物価 95円(有効桁2桁) 積算資料 90円(有効桁1桁)

平均額 92.5円

決定額 92.5円(最小有効桁3桁、4桁以降切り捨て)